

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成28年8月23日（平成28年（行情）諮問第510号及び同第511号）

答申日：平成29年2月6日（平成28年度（行情）答申第714号及び同第715号）

事件名：「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の開示決定に関する件（文書の特定）

「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1に掲げる2文書（以下、それぞれ「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙2に掲げる2文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した各決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成28年2月1日付け閣安保第47号及び同日付け閣安保第48号により内閣官房国家安全保障局（以下「処分庁」という。）が行った各開示決定（以下、それぞれ「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、電磁的記録の特定を求める。

#### 2 審査請求の理由

本来の電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

審査請求人が行った本件請求文書の開示請求に対して、処分庁において、法9条1項に基づき、原処分を行った。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」（平成28年（行情）諮問第510号）及び「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」（平成28年（行情）諮問第511号）に関連した質問主意書であるが、処分庁においては原処分のおり適正に特定されていると認められるところである。

3 原処分の妥当性について

本件審査請求を受け、再度行政文書の特定を実施したが、処分庁においては原処分のおり適正に特定されていると認められるところである。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分における審査請求の理由として、「電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める」旨主張している。

しかしながら、本件請求を受け、再度行政文書の特定を実施したが、電磁的記録は存在せず、紙のみで保存している文書であることから、処分庁においては原処分のおり適正に特定されていると認められるところである。

5 結語

以上のとおり、処分庁においては原処分のおり適正に特定されていると認められるところである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、平成28年（行情）諮問第510号及び同第511号を併合し、調査審議を行った。

- ① 平成28年8月23日 諮問の受理（平成28年（行情）諮問第510号及び同第511号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 平成29年2月2日 平成28年（行情）諮問第510号及び同第511号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、文書1及び文書2である。

審査請求人は、本件対象文書の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、藤末健三参議院議員の質問主意書（文書1）及び同質問に対する答弁書（文書2）であり、当該質問主意書の主管部局は内閣官房国家安全保障局（以下「国家安全保障局」という。）である。

イ 文書1は参議院から紙媒体で受領したものであり、文書2は国家安全保障局が電磁的記録で作成したものであるが、完成後は紙媒体で保存することとし、電磁的記録は必要がないため廃棄した。

(2) 諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、本件対象文書の内容は、諮問庁の上記(1)アの説明のとおりと認められ、その保存方法を踏まえると、本件対象文書について電磁的記録は保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他に電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、国家安全保障局において本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

## 3 本件各開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した各決定については、国家安全保障局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

## 別紙 1 (本件請求文書)

- 1 「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」に関して、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て（前回開示請求で特定された後につづられた文書の全て）。\*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。
- 2 「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」に関して、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て（前回開示請求で特定された後につづられた文書の全て）。\*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。

別紙 2 (本件対象文書)

文書 1 質問第 277 号 安全保障関連法案と日本国憲法の国民主権の基本原  
理に関する質問主意書

文書 2 答弁書第 277 号 参議院議員藤末健三君提出安全保障関連法案と日  
本国憲法の国民主権の基本原則に関する質問に対する答弁書